

諸外国における税と社会保険料の徴収方法について

社会保険料と税を一体徴収

1. 米国

徴収機関：内国歳入庁 (Internal Revenue Service, IRS)

- ・ 財務省所管
- ・ 職員数 (常勤換算) は 92,577 名 (2009 年)
- ・ 1935 年 (公的年金制度発足当初) から税とあわせて社会保険料 (Social security tax) の徴収を開始

徴収方法等：

- ・ 州税、地方税の徴収は、州・地方自治体が行っている。
- ・ 「社会保障番号」が納税者番号として使用されている。1 人 1 番号が原則であり、通常は生まれた直後、家族からの届出に基づいて社会保障庁が付番する。
- ・ 給与所得者の所得税、社会保険料などは源泉徴収されるが、年末調整がなく、被用者でも確定申告を行う。
- ・ IRS は滞納に対しては、文書・電話による督促を経て、差押えなどにより回収処理を行っている。

2. 英国

徴収機関：歳入関税庁 (Her Majesty's Revenue and Customs, HMRC)

- ・ 大臣の指揮命令を受けない組織 (Non-Ministerial Government Department)
- ・ 職員数 (常勤換算) は 70,700 名 (2009 年)
- ・ 1999 年から社会保険料の徴収を税とあわせて一元化

徴収方法等：

- ・ 地方税 (地方住宅税) は地方自治体が徴収する。
- ・ 「国民保険番号」が全国民に付与され、行政上、社会保障のほか税の事務にも利用されている。
- ・ 給与所得者の所得税、社会保険料などは源泉徴収される。支払者は、給与支払いの都度、累計所得税について税額を計算して過不足を調整する。自営業者は、HMRC への登録を経て、申告 (税)、請求 (社会保険料) により、納付を行う。
- ・ 滞納や不服申立ての手続きについて税と社会保険料で同様のルールが適用されるよう調整が図られている (加算税、延滞税、財産差押え等)。

3. スウェーデン

徴収機関：国税庁 (skatteverket)

- ・ 財務省管轄
- ・ 職員数（常勤換算）は 9,300 名、うち徴収業務の担当は 7,600 名（2008 年）
- ・ 1985 年から税とあわせて社会保険料の徴収を開始。

徴収方法等：

- ・ 国税庁は、国税、地方税、社会保険料を徴収している。
- ・ 全ての国民に「個人番号」が付与されている。
- ・ 自営業者だけでなく、被用者も確定申告が義務付けられている。
- ・ 国税庁は、個人番号を利用して、各種所得等の情報を収集。確定申告書に予め所得情報を印刷して全ての納税者に送付。
- ・ 納税者は、申告書の記載に不備がある場合には修正し、誤りがなければ署名して提出することで申告手続きは終了。
- ・ 全納税者（個人・企業）は、国税庁に銀行口座と同等の「税金口座」をもっており、毎月税金と社会保険料が引き落とされる。
- ・ 税金口座から引き落としが出来ない場合、国税庁から通知が来る。2 回続いた場合は、強制執行庁 (kronofogdemyndigheten：2010 年職員約 2,000 名) が督促を実施。

4. カナダ

徴収機関：カナダ歳入庁 (Canada Revenue Agency, CRA)

- ・ 歳入大臣が所管（財務省とは別組織）
- ・ 職員数（常勤換算）は 39,757 人（2009 年常勤換算）
- ・ 1972 年から税と社会保険料の一体徴収を開始

徴収方法等：

- ・ 連邦と州の租税徴収協定に基づき、州税の一部（個人所得課税、法人所得課税、一般消費税）について徴収を行っている。
- ・ 社会保険料のうち、年金、雇用保険をカナダ歳入庁が徴収している（医療の大部分と労災は州政府が徴収）。
- ・ 社会保障番号が税務目的でも利用されており、給与所得情報のマッチング等に活用されている。
- ・ 被用者は、給与所得から所得税、社会保険料が源泉徴収される。個人事業者は、所得税の申告書上で、社会保険料の支払いが完結する仕組みとなっている。
- ・ 滞納については、郵便又は電話による督促、最終通知書を経て、差押え等の法的手続きに移行する。

5. オランダ

徴収機関：国税関税執行局 (Belastingdienst)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 国税関税執行局は、財務省の一部局・ 職員数（常勤換算）は 30,707 名（2009 年）。23,606 名が税務部門職員 |
|--|

徴収方法等：

- ・ 税と社会保険料（年金、長期医療保険等）は国税関税執行局が一体的に徴収しており、その範囲で各種の税額控除が認められている（短期医療保険及び被用者保険（失業保険等）の保険料は税額控除の対象ではない）。
- ・ 全行政機関共通の番号（市民サービス番号（BSN））を納税者番号として利用しており、税務の分野において広く利用されている。
- ・ 雇用者は、従業員に対する給与支払から賃金税を源泉徴収し、毎月申告・納付する（一般的には個人所得税の最終税額から控除可能）。
- ・ 2008 年分の個人所得税申告から記入済み申告書が試行的に導入され、2009 年分の申告から本格導入された。納税者は、税務当局から送られてきた記入済みの申告書を確認し、訂正等を行うだけで申告できる。
- ・ 納付方法は、銀行口座振替、インターネットバンキングによる振込、銀行口座からの自動引き落とし、還付税額との相殺の 4 種類。

社会保険料と税を別々に徴収

1. フランス

(税)

徴収機関：公共財政総局 (Direction générale des Finances publiques, DGFIP)

- ・ 財務省 (Ministère du Budget, des Comptes publics et de la Réforme de l'État) の一部門
- ・ 職員数 (常勤換算) は 123,130 名 (2009 年)。72,814 名が税務部門職員

徴収方法等：

- ・ 主要な地方税は国が徴収している。
- ・ 社会保障番号が被保険者管理のため用いられているが、共通番号ではない。
- ・ フランス居住者の給与所得に対する源泉徴収はなく、申告に基づき税が課せられる。
- ・ 滞納に対しては、督促、差押えなどにより対応。

(社会保険料)

徴収機関：社会保障・家族手当保険料徴収機構 (URSSAF: Union de recouvrement des cotisations de Sécurité sociale et d'allocations familiales)

- ・ 公共サービスを行う私法上の法人
- ・ 国民の 8 割以上が加入する社会保険 (一般制度) の保険料 (年金、医療、労災、家族手当の保険料は一元化) 及び社会保障目的税を徴収。
- ・ 2007 年 12 月時点で全国 101 か所あり、職員数約 14,440 人。
- ・ 1967 年から徴収を開始。
- ・ 労使の代表、自営業者の代表、国が任命する徴収に関する専門家で構成される理事会が設置されている。

社会保障制度：

- ・ 社会保険方式。被用者は強制加入、自営業者は任意加入。
- ・ 医療、年金、家族給付などについて、一般被用者が加入する「一般制度」、公務員や鉄道・電力等の公社職員の「特別制度」、自営業者の「自治制度」、農業従事者の「農業制度」の 4 制度があり、それぞれに保険者が設置されている。
- ・ 一般制度以外の 3 制度では、職業ごとに複数の保険者が存在、それぞれ保険料を徴収。
- ・ 社会保障の財源は、保険料と一般社会拠出金 (CSG) 等の社会保障目的税。徐々に税へシフトしている。

URSSAF による保険料徴収：

- ・ 徴収した保険料は、ACOSS (社会保障機関中央機構) にいったん集約された上で、各給付部門の全国金庫に配分される。
- ・ 社会保険料は給与天引きで徴収。

2. ドイツ

(税)

徴収機関：財務省、州税務当局

- ・ 日本の税務署に相当する機関は全て州の機関
- ・ 租税行政に関わる職員数は連邦政府以外の職員を含め 112,291 名 (2009 年常勤換算)

徴収方法等：

- ・ 徴税機構は州の機構を連邦が利用しており、連邦税も連邦の委任に基づき州が徴収を行っている (連邦が租税行政を担うのは関税、個別間接税、輸入付加価値税等のみ)。
- ・ 税務専用の番号として税務識別番号を 2009 年から一部税務で利用開始。同番号は、給与源泉徴収業務などで利用されている。

(社会保険料)

徴収機関：疾病金庫 (Krankenkasse)

- ・ 4 つの社会保険料 (医療、介護、年金、失業) を総合社会保険料として一括徴収。
- ・ 連邦・州政府、自治体から独立した「自治を備えた公法上の権利能力のある社団」
- ・ 2007 年 12 月時点で地域、職域ごとに 240 の金庫 (2011 年には 155 金庫まで減) があり、徴収担当者は約 25,000 人。
- ・ 1942 年から総合社会保険料の徴収を開始。
- ・ 労使同数の代表者で構成される管理委員会を設置。管理委員会が任命した数名の専従職員によって構成される理事会が金庫の運営を行っている。

ドイツの社会保障制度：

- ・ 社会保険方式 (医療、介護、年金、失業、労災)。
- ・ 被用者は強制加入、自営業や一部の高所得被用者は任意加入。
- ・ 年金については年金金庫、医療・介護は疾病金庫が給付業務等を実施。
- ・ 保険料率は保険者ごとに設定されている。

疾病金庫による保険料徴収：

- ・ 保険料は雇用主に計算する責任があり、給与から天引きして、疾病金庫に振り込む形で行われる。
- ・ 疾病金庫は、一括徴収した保険料のうち、手数料分を除いて、年金分を年金保険情報局を介して各年金金庫へ、失業保険分を連邦労働局に配分する。

(主な出典資料)

- 森浩明「米国の租税徴収制度について」『税大論叢』40号, 2002.6, pp.571-603.
- 大島襄『日本人・日本企業のためのアメリカ税金ハンドブック (2006年版)』TKC, 2006.3, pp.247-248.
- 林幸一「英国における勤労所得に対する課税上の取扱の研究」『大阪府立大学経済研究』2008, 54(1), pp.103-107.
<<http://repository.osakafu-u.ac.jp/dspace/bitstream/10466/11001/1/2010000099.pdf>>
- 税制調査会「政府税制調査会海外調査報告 (カナダ、アメリカ)」2009.8.6.
<<http://www.cao.go.jp/zeicho/siryou/pdf/sg5kai5-1.pdf>>
- 岸本真「カナダの税務行政と税制の概要」『税大ジャーナル』2011.5.
<<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/journal/16/pdf/09.pdf>>
- 石崎靖浩「オランダの税務行政と税制の概要」『税大ジャーナル』2010.10.
<<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/journal/15/pdf/09.pdf>>
- 税理士法人トーマツ編『欧州主要国の税法 (第2版)』中央経済社, 2008, pp.250-256.
- 「世界各国の社会保障制度 オランダ」(日本障害者リハビリテーション協会 情報センターHP)
<<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/jiritsu/hikaku-h20-ssptw/dutch.html>>
- 大森正博「オランダの社会保障と財政」『健保連海外医療保障』95号, 2011.9.
<http://kenporen.com/include/outline/pdf_kaigai_iryu/201109_No91.pdf>
- フランス公共財政総局 HP 資料
<http://www.impots.gouv.fr/portal/deploiement/pl1/fichedescriptive_1006/fichedescriptive_1006.pdf>
<http://www2.impots.gouv.fr/documentation/rapports/activites/dgfip/2010/le_rap_2010_1807.pdf>
- 甲斐素直「徴税機構一元化論」『会計と監査』2010.4.
- 財務省「主要国の給与に係る源泉徴収制度の概要」(2011年1月現在)
<http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/058.htm>
- 高山憲之「諸外国における社会保障番号と税・社会保険料の徴収管理」『海外社会保障研究』2010.Autumn.
- 鎌倉治子「諸外国の給付付き税額控除の概要」『調査と情報 -ISSUE BRIEF-』678号, 2010.4.22. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/pdf/0678.pdf>>
- Tax Administration in OECD and Selected Non-OECD Countries: Comparative Information Series (2010), pp.20, 29, 135, 266-267, 276.
- 安田純子「欧米諸国 (独・仏・米・瑞) における社会保険料徴収の仕組み」『NRI パブリックマネージメントレビュー』2007.4.
<<http://www.nri.co.jp/opinion/region/2007/pdf/ck20070403.pdf>>
- 税制調査会「政府税制調査会海外調査報告 (ドイツ、イギリス、オランダ)」2009.8.6.
<<http://www.cao.go.jp/zeicho/siryou/pdf/sg5kai5-2.pdf>>
- 日本総合研究所調査部ビジネス戦略研究センター「国税・地方税・社会保険料徴収機関分立の問題と改革試案—諸外国との比較を通じて—」『ビジネス環境レポート』2006.3.1.<<http://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/other/pdf/2765.pdf>>
- 松田直樹「国税と社会保険料の徴収一元化の理想と現実」『税大論叢』47号, 2005.6, pp.40-62.
- 『主要国の地方税財政制度 (イギリス・ドイツ・フランス・アメリカ)』財務省財務総合政策研究所, 2001, pp.35, 36, 160, 161, 279-280, 395.
<<http://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk050.htm#chihou02>>

担当：財政金融課 松浦 (内線 22513)、社会労働課 中村 (内線 23511)